

国都市第 2 1 4 号
平成 2 6 年 1 月 1 6 日

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、仙台市
まちづくり復興事業担当部局長 殿

国土交通省都市局市街地整備課長

津波被災市街地における津波復興拠点整備事業の早期工事着手等に向けた方策について

津波復興拠点整備事業は、東日本大震災の津波により被災した地域における復興の拠点となる市街地を緊急に整備するために支援を行う事業として、平成 2 3 年度第 3 次補正予算において創設されたところである。

この津波復興拠点整備事業の交付対象については、東日本大震災復興交付金交付要綱において定められており、また、津波復興拠点整備事業に係る運用については「東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について（ガイダンス）」で示されているところである。

この度、津波復興拠点整備事業の早期工事着手、商店街の再生のための方策について、下記のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知する。

なお、貴管下関係機関に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

記

1 早期工事着手のための方策

津波復興拠点整備事業に関する工事については、事業認可後、用地買収の後に着手するのが原則であるが、用地買収の前であっても、津波復興拠点整備事業の工事実施に関する地権者の同意（いわゆる起工承諾）を得られた箇所から順次工事を実施することが可能であり、本方策を適時・適切に活用することを通じ、工事着手の迅速化を図られたい。

なお、土地区画整理事業の施行区域内については、「津波被災市街地における土地区画整理事業の早期工事着手等に向けた方策について（平成 25 年 3 月 11 日付国都市第 312 号）」を参照されたい。

2 商店街の再生のための方策

津波復興拠点整備事業では、取得造成した土地は民間に売却することに加え賃貸することも可能であり、本方策を適時・適切に活用することを通じ、商業事業者の負担軽減と早期の商店街の再生を図られたい。

なお、本方策については、平成 26 年 1 月 9 日に復興庁が策定した「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」においても示されているところである。